

市内で創業しませんか

支援事業や補助金交付

特定創業支援事業

市商工会や金融機関と連携して、市内で創業を目指す方への支援に取り組んでいます。市が特定創業支援事業に位置付けているセミナーや窓口支援を受けた創業者・創業希望者の方は、株式会社を設立する際、登

記にかかる登録免許税の軽減や、無担保・第三者保証人なしの創業関連保証の枠の拡充などの支援を受けることができます。

同会が実施する創業セミナー・スクールと、かながわ信用金庫、横浜信用金庫が実施する創業応援窓口を同事業に位置付けており、支援を受けるには、市が発

行する特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書が必要となります。支援を希望する場合は、商業観光課に相談してください。

図同課 ☎70・5685。

あやせ創業スクール プレセミナー

6月18日(日)13時～14時30分、市役所視聴覚室で同会による同事業「あやせ創業スクールプレセミナー」を開催します。

議長に武藤俊宏氏 副議長は内山恵子氏

5月11日、市議会臨時会が開かれ、議長に武藤俊宏氏(57)、副議長に内山恵子氏(56)が選ばれました。

議会議長には、笠間昇氏(46)の選任が同



武藤俊宏氏

内山恵子氏

意され、各委員会の正副委員長には次の方々が選ばれました(◎は委員長、○は副委員長)。

▼議会運営委員会 ◎橘川佳彦氏 ○松澤堅二氏
▼総務教育常任委員会 ◎比留川政彦氏 ○古市正氏
▼市民福祉常任委員会 ◎井上賢二氏 ○金江大志氏
▼経済建設常任委員会 ◎増田淳一郎氏 ○松本春男氏
▼基地対策特別委員会 ◎青柳慎氏 ○齊藤慶吾氏
▼議会報編集委員会 ◎古市正氏 ○畑井陽子氏
図議会事務局 ☎70・5643。

▼昨年のあやせ創業スクール



市内であなたの夢をかな

「ワクワクする夢のある創業を目指して」をテーマに、「創業したいが、手順が分からない」「売れる新商品、新サービスを作りたい」「優秀な人材を確保したい」などの創業の疑問や悩みを解消します。講師はジャイロ総合コンサルティング(株)の渋谷雄大さんです。定員30人(申込順)。図6月2日から同会 ☎78・0606。

える創業をしませんか。図同会。

活力と魅力に満ちた 綾瀬をつくる創業補助金

市内での魅力ある創業を促進するため、市内で創業か新事業に挑戦する第二創業者に対して、その創業に必要な経費の一部を補助します。

図同課。

■対象者

▼次の項目全てに該当する方
▽市内に事業所を置く
か置く予定である▽産業競争力強化法に規定する創業支援事業計画の認定を受けた市区町村から、特定創業支援事業による支援を受けたいか受ける予定である▽中小企業者か中小企業者となる予定である▽中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種である▽補助事業期間完了日までに個人開業か会社などの設立を行いその代表となるか、既存事業以外の新事業を開始する▽納期限の到来した国税、都道府県税と市町村税を完

納している▽市商店街空き店舗活用支援事業補助金か同様の趣旨の他の補助金(国や県によるものを含む)などの交付、交付決定を受けていない▽市暴力団排除条例(第2条第2号、第5号)の規定に該当しない▽次のいずれかに該当する事業を営んでいないか営もうとしていない①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可が届出が必要な事業②他の方が行っていた事業を継承して行う事業③フランチャイズ契約がこれに類する契約に基づく事業④公序良俗に反する事業や補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業

■補助対象経費

▼建物の賃貸借契約上の3か月分の賃料(不動産仲介手数料、敷金、礼金、保証金などを除く)▼新たに開設する事業所の外装、内装、設備にかかる工事費用▼設備の購入にかかる費用▼販売の促進にかかるパン

保育園や児童館など 公共施設に 防犯カメラ設置

6月1日から、もみの木園、綾南・大上保育園と市内児童館の各施設に防犯カメラを設置します。同カメラは終日稼働しており、昼夜を問わず侵入者を捉えることと、施設の安全を見守ります。

図もみの木園 ☎76・6770、綾南保育園 ☎76・0030、大上保育園 ☎77・0323、児童館については青少年課 ☎70・5655。

フレット作製、広告掲載、ホームページ製作など広告宣伝費用

■補助事業期間

交付決定の日～来年1月31日(開店日が来年1月31日以前の場合は、開店日まで)

■補助金額

補助対象経費の2分の1以内で上限100万円

■募集期間

6月1日～7月20日17時

■申請

同課にある申請書(市ホームページからダウンロード可)に記入し、必要書類を添えて同課へ直接

■その他

8月以降に開催する審査会で、交付事業者を決定

商店街空き店舗活用 支援事業補助金

商店街の空き店舗を活用して出店する際の、費用の一部を補助します。

▼対象者 中小企業者か各種団体が商店街の空き店舗を活用し、店舗を開設か創業する方
▼補助対象経費・補助金額 改装費の2分の1以内で上限1回50万円
▼改装完了期日 交付決定の日～来年1月31日
▼募集期間 6月1日～12月28日
▼申請 同課にある申請書(市ホームページからダウンロード可)に記入し、必要書類を添えて同課へ直接(予算の範囲内で先着順) 図同課。

協働で公共サービスを実現

来年度事業の提案募集

市民活動団体と行政がお互いの知恵と力を合わせて公共サービスを行う「市民提案型協働事業」の来年度の提案を募集します。

否を決定します。皆さんの意欲と行動力で、市民協働によるまちづくりを進めませんか。

図市民協働課 ☎70・5640。

■対象事業

市内に活動拠点がある2

人以上の団体が行う公益的な事業で、行政との協働で地域課題の解決や事業成果を上げられるもの(事業例・高齢者の生活支援・介護予防、遊休地の活用、シテイセールス、まちの美化・緑化、啓発講座や養成講座など)

■実施期間

来年4月1日～平成31年3月31日(複数年にわたる場合は毎年度の提案が必要)

■提案方法

同課、市民活動センターあやせ(中央公民館内)、各地区センター、南部ふれあい会館、寺尾いずみ会館にある応募の手引き(市ホームページからダウンロード可)を参照し、6月1日～30日にエントリーシートを同課へ直接

■制度説明会・相談会

6月9日(金)18時～19時30分、10日(土)10時～11時30分、市民活動センターあやせで開催